

## 平成24年第3回今帰仁村議会臨時会会期日程

(会期 1 日間)

日 次	月 日	曜 日	区 分	摘 要
第 1 日	8 月 14 日	火	本会議	1. 開 会 2. 議席の指定 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 常任委員の選任 6. 議会広報調査特別委員の選任 7. 議案の上程及び提案理由の説明 質疑・討論・採決 8. 閉 会

## 議 決 の 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	議決月日	議決結果
議案第36号	平成24年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について	村 長	8月14日	原案可決
議案第37号	工事請負契約について	村 長	8月14日	原案可決
議案第38号	工事請負契約について	村 長	8月14日	原案可決
議案第39号	工事請負契約について	村 長	8月14日	原案可決
議案第40号	工事請負契約について	村 長	8月14日	原案可決

平成24年第3回今帰仁村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成24年8月14日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	8月14日 午前10時00分		
	閉 会	8月14日 午前10時27分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也		
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 薫		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員	11	東恩納 寛 政		
会議録署名議員	2	石 川 清 友	3	内 間 利 三
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	上 間 悟	書 記	仲 原 弥 生
	局長 補 佐	小那覇 安 啓		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	山 城 徳 男
	副 村 長	大 嶺 英 恭	福祉保健課長	島 袋 輝 也
	総 務 課 長	島 袋 隆 則		
	教 育 長	謝 花 弘		
	学校教育課長	与那嶺 敏 秋		
	社会教育課長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
経 済 課 長	小那覇 安 隆			

## 平成24年第3回今帰仁村議会臨時会

議事日程第1号

平成24年8月14日（火曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		議席の指定	
2		会議録署名議員の指名	
3		会期の決定	
4		常任委員の選任	
5		議会広報調査特別委員の選任	
6	議案第36号	平成24年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について	説明・質疑 討論・採決
7	議案第37号	工事請負契約について	説明・質疑 討論・採決
8	議案第38号	工事請負契約について	説明・質疑 討論・採決
9	議案第39号	工事請負契約について	説明・質疑 討論・採決
10	議案第40号	工事請負契約について	説明・質疑 討論・採決

○ **議長 久田浩也君** ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに平成24年第3回今帰仁村議会臨時会を開会いたします。 (開会時刻 午前10時00分)

本日の会議を開きます。

日程第1. 「座間味 薫議員の議席の指定」を行います。

今回当選をされました、座間味 薫議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定によって6番に指定をします。

日程第2. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、2番 石川清友議員及び3番 内間利三議員を指名します。

日程第3. 「会期の決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ **議長 久田浩也君** 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日1日間に決定しました。

日程第4. 「常任委員の選任」を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定によって座間味 薫議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ **議長 久田浩也君** 「異議なし」と認めます。

したがって総務文教委員に座間味 薫議員を選任することに決定しました。

日程第5. 「議会広報調査特別委員の選任」を行います。

お諮りします。

議会広報調査特別委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定によって、座間味 薫議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ **議長 久田浩也君** 「異議なし」と認めます。

したがって議会広報調査特別委員に座間味 薫議員を選任することに決定しました。

日程第6. 「議案第36号 平成24年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長。

○ **副村長 大嶺英恭君**

議案第36号

平成24年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成24年8月14日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成24年度今帰仁村一般会計補正予算

平成24年度今帰仁村一般会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,180千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,793,603千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年8月14日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		200,422	1,180	201,602
	1 繰入金	200,422	1,180	201,602
歳入合計		4,792,423	1,180	4,793,603

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		320,956	1,180	322,136
	1 保健衛生費	145,655	1,180	146,835
歳出合計		4,792,423	1,180	4,793,603

6ページをお願いします。19款1項1目、補正の118万円の増は繰入金の増でございます。

次、7ページをお願いします。4目の環境衛生費118万円の増は工事請負費の増でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第36号 平成24年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第36号 平成24年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7、「議案第37号 工事請負契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第37号

### 工 事 請 負 契 約 に つ い て

諸志簡易水道施設整備工事 2工区について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

- |           |   |
|-----------|---|
| 1. 契約の目的  | 諸志簡易水道施設整備工事 2工区                          |
| 2. 契約の方法  | 指名競争入札                                    |
| 3. 契約の金額  | ¥56,700,000                               |
| 4. 契約の相手方 | 今帰仁村字天底86番地<br>有限会社 上宏工業<br>代表取締役 外 間 宏 正 |

平成24年8月14日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

諸志簡易水道施設整備工事 2工区の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるためこの議案を提出します。

契約書、請負契約の内容は別添に添えてございます。

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 議案第37号 工事請負契約についてですけれども、解体場所は崎山のどこの解体ですか、お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの御質疑についてお答えいたします。

解体場所の件ですが、これは平敷ポンプ場の既存のポンプ室の撤去工事になっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 これは平敷の現在あるポンプ場ですか。ポンプ場の解体。更地にするわけですね。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの御質疑についてお答えいたします。

既存の平敷ポンプ場の撤去をした後に、与保城ポンプ室への築造工事ですね。与保城に送るポンプ室をまた築造工事で、この工事で今回、工事をやっていきます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第37号 工事請負契約について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第37号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8、「議案第38号 工事請負契約について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君



工 事 請 負 契 約 に つ い て

諸志簡易水道施設機械・電気計装設備工事 3工区について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的 諸志簡易水道施設機械・電気計装設備工事 3工区
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約の金額 ￥107,100,000
4. 契約の相手方 今帰仁村字天底86番地  
(有)上宏工業・峰産業建設工事共同企業体  
代表者 外 間 宏 正

平成24年8月14日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

諸志簡易水道施設機械・電気計装設備工事 3工区の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるためこの議案を提出します。

契約書は別添に添えてございます。

- 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありますか。8番。
- 8番 與那嶺好和君 議案第38号の諸志簡易水道の電気施設と次にまたがるんですけど、次も機械と電気なんですよね。これはどういう違いがあるんですか、お伺いしたいと思います。同じ場所に電気と機械設備があるんですけども。
- 議長 久田浩也君 建設課長。
- 建設課長 金城正明君 ただいまの御質疑についてお答えいたします。

諸志簡易水道工事の機械・電気計装設備、今の3工区の内容についてはですね、導水施設関係の設備になっています。その3工区については与保城導水ポンプ設備の工事と電気計装設備になっています。次の4工区のほうの地図にもありましたが、これは浄水施設。浄水施設は与保城浄水場内になる浄水施設のものでですね。この工事についても、この浄水施設の電気計装設備とあとろ過流量調整設備、次亜塩素設備、こういった内容の工事で各施設ごとの発注で分割発注をしております。以上です。

- 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 わかりました。前にも6月議会ですか、私が提案したとおり、これより先に、これも変更しないといけないんですけど、やはりフェンスが先じゃないかなと思うのです。フェンス工事ですね、施設内の。これを優先すべきじゃないかなと私は思うんですけども、建設課長どう思われますか。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの御質疑についてお答えいたします。

与保城浄水場の今回仮設フェンスを設置していく予定であります。この工事がですね、先ほど議案にありました諸志簡易水道施設整備工事 2工区の中で仮設フェンスを、この与保城浄水場の周辺を仮設フェンスで設置して安全管理を行っていく予定であります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 仮設じゃなくてですね本格的にやらないと、またこれを撤去して仮設が終わったらまた撤去してまた作り直さないといけないでしょう。何で二重に経費を使うような予算支出をするんですか。一番肝心なのはフェンスですよ。向こうに人が入れないようにしてですね、もし向こうに変なのが入って薬物なんか入れたらもうおしまいですよ。仮設じゃなくてちゃんときれいにつくってやらないと、また仮設してまた壊して、また新たに予算をつくってやるというのは予算の無駄遣いですよ、これ。やるんだったら確実に計画通りフェンスをつくってやるのが常識だと思うんですけども。仮設だったら仮設で、また取り壊す。これも金がかかるし、本格的にやるにはまた予算をつくらないといけないし、これは二重の予算の使い方ですよ。住民が負担するわけです、これ。あの周辺からきれいにしてやるべきものではないですか。それについて答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの御質疑についてお答えいたします。

この仮設フェンスを今回の工事に計上したのは、与保城浄水場の周辺の管理道路の整備もありますので、この管理道路の整備が終わってから最終的な外柵工事として、きちっとフェンスの工事を行っていく予定でいます。今回、仮設フェンスを設置していくというのは、このフェンスの高さをですね、地上高1.8メートルほどの仮設フェンスで、あとワイヤーメッシュ、溶接金網のもので人が出入りできないぐらいですね、今回、仮設のフェンスを設置して中で工事を行っていく予定で今回、この工事費に計上していますので、最終的にはこの事業の最終年度に外柵工事としてフェンスを設置していく予定であります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時18分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時18分)

8番 與那嶺好和議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書の規定により、特に発言を認めます。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 計画を立てられているんだから、ちゃんともう計画は立てられているわけですよ。立てられているんだったら、ちゃんとフェンスから先にやってもいいんじゃないですか。一番肝心なのはこっちに何かやられた場合困るからということなんです、私が言うのは。使いながらやっているわけ

でしょう、今。だから、計画はちゃんとつくられているんだから、計画どおりにやればフェンスもできるんじゃないですか。二重のつくり方をやらなくてもいいんじゃないかということなんですよ。予算らしい使い方をすれば、それでいいわけです。それに対して教えてください。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの御質疑についてお答えいたします。

与保城浄水場の整備についてはですね、平成22年から始まっています、先にろ過池の施設の整備を行って、あと平成23年度に配水池とかですね、そういった施設を先に整備している状況であります。その施設を整備して後に周辺の整備を計画していますが、平成25年度にですね、またこのろ過池と配水池等についてですね、高低差がありますので、そこにまた擁壁を設置したり、その施設周辺に管理用道路とか、そういったものも必要になってきますので、最終的にその施設の後に外溝の整備をする予定でですね、最終的にそういう意味で外構が終わって外柵工事をするための計画でですね、今進めているところです。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 もういいよ。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午前10時20分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午前10時20分)

建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 漏れがありましたのでお答えいたします。

この施設の安全管理についてですね、最終的に外柵工事はやっていきますので、そういう意味で今回ですね、この工事の中で仮設フェンスではあるんですけども、人の出入り等の管理を行うために仮設フェンスを設置しているということでもあります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第38号 工事請負契約について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第38号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9、「議案第39号 工事請負契約について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第39号

工 事 請 負 契 約 に つ い て

諸志簡易水道施設機械・電気計装設備工事 4工区について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的 諸志簡易水道施設機械・電気計装設備工事 4工区
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約の金額 ￥84,525,000
4. 契約の相手方 今帰仁村字天底86番地  
(有)上宏工業・(有)向陽電気建設工事共同企業体  
代表者 外 間 宏 正

平成24年8月14日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

諸志簡易水道施設機械・電気計装設備工事 4工区の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるためこの議案を提出します。

契約書は別添のとおりでございます。

- 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第39号 工事請負契約について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第39号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10. 「議案第40号 工事請負契約について」を議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。副村長。

- 副村長 大嶺英恭君  
議案第40号

### 工 事 請 負 契 約 に つ い て

諸志簡易水道施設機械・電気計装設備工事 5工区について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的 諸志簡易水道施設機械・電気計装設備工事 5工区
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約の金額 ￥77,175,000
4. 契約の相手方 今帰仁村字仲宗根249番地の5  
株金良建設・嶺志電社建設工事共同企業体  
代表者 金 良 敏 夫

平成24年8月14日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

#### 提案理由

諸志簡易水道施設機械・電気計装設備工事 5工区の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるためこの議案を提出します。

契約書は別添のとおりでございます。

- 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(「討論なし」の声あり)
- 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。  
これから「議案第40号 工事請負契約について」を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第40号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第3回今帰仁村議会臨時会を閉会します。

(閉会時刻 午前10時27分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 久 田 浩 也

署名議員 石 川 清 友

署名議員 内 間 利 三